

昨今、認知症や知的障がい等により支援を必要としている人が年々増えているなか市民 後見人活動が注目されています。認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十 分でない方が住み慣れた地域で尊厳をもって生活できるように支援することが市民後見人 としての活動です。

どなたでも市民後見人養成研修を受講し、必要な知識を身につけることで市民後見人と して活動することができます。

まずは、オリエンテーションから受講してみませんか。

申込先は裏面を確認 してください。

Oオリエンテーション

開催日	内容	
7月24日(木)	甲府市の成年後見制度の取り組みについて 市民後見人活動について	
10:00~12:00		
市役所8階会議室		
(8-1,8-2)		

市民後見人養成基礎研修

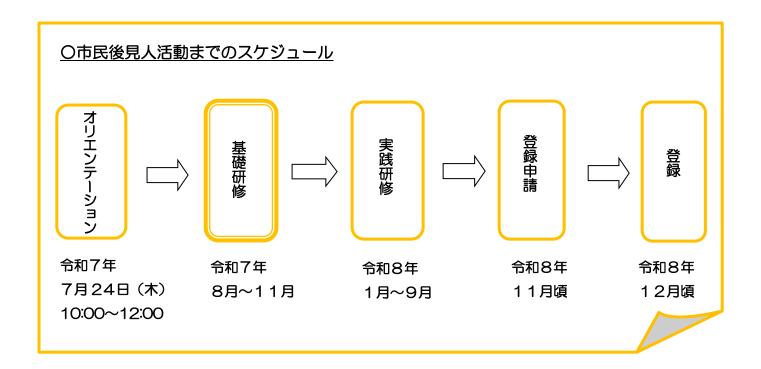
※基礎研修は、山梨県社会福祉士会が実施するやまなし市民後見 人養成基礎講座を受講していただきます。

〇令和7年やまなし市民後見人養成基礎講座 山梨県社会福祉士会実施 (山梨県委託事業)

開催日	時間	内 容
8月 9日(土)	9:00~17:00	オリエンテーション・成年後見制度と市民後見人
		概論・意思決定支援
9月13日(土)	9:00~17:00	医療制度・障がいの理解(知的)・対人支援の方
		法
10月11日(土)	9:00~17:00	高齢と認知症の理解・介護保険制度・障がいの理
		解(精神)
11月 1日(土)	9:00~17:00	法律知識の基礎・生活保護・消費者保護・本人を
		支える権利擁護の仕組み

※オンラインで受講可

※会場等詳細は7月24日(木)のオリエンテーションにてお知らせいたします。



☆成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分なため、自分自身で財産管理 や契約などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる成年後見 人等を選任し、本人を保護・支援する制度です。

☆市民後見人とは

弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見 人等です。

★オリエンテーション 募集期間 令和7年7月1日(火)から7月22日(火)まで

お申し込み・お問い合わせ先

- 申府市役所 福祉部 福祉支援室 長寿介護課 高齢者支援係電話:055-237-5613(平日:8:30~17:15)
- 甲府市社会福祉協議会 福祉後見サポートセンターこうふ

電話:055-225-2120(平日:8:30~17:15)